

山北営農だより

令和5年1月

TEL: 75-0004



西湘きんじろう

【温州みかん】 *下線が引いてあるものは重要防除です。必ず防除を行いましょう。

貯蔵管理 室内温度：3～5℃ 湿度：85%程度が最適の環境です。

貯蔵庫内の湿度が高い時は天気の良い日に開放して乾燥した空気を入れ、湿度が低い時は新聞紙でカバーをするか打ち水をして湿度を保ちましょう。

但し、湿度が高すぎると、予措戻りになり浮皮果になるので注意しましょう。

また、貯蔵庫内への果実の入れすぎに注意し、貯蔵中に発生した腐敗果は適時取り除きましょう。

* 出荷時の家庭選果を徹底してください。

害虫防除 12月下旬～1月中旬（収穫後、厳寒期をさけて散布をしましょう。）

○ミカンハダニ

○ヤノネカイガラムシ

アタックオイル又はハーベストオイル 60倍 1.66ℓ/水 100ℓ

また、カイガラムシ類が見られた園地では、必ず実施して下さい。

越冬中の虫や卵を油で被覆して窒息させますので抵抗性がつきません。

土壌改良

酸性土壌の矯正 苦土ソルカル 200kg/10a（1～2月）

【中晩柑】

防寒対策と鳥害対策を兼ね、袋がけやネットによる被覆を遅くとも1月中旬までには終了させましょう。

【湘南ゴールド】

病害防除 12月下旬～1月下旬

○貯蔵病害

ベフトップジンフロアブル（劇） 収穫前日 1,500倍 66cc/水 100ℓ 2回

（青かび病、緑かび病、軸腐病）又は トップジンM水和剤 収穫前日 2,000倍 50g/水 100ℓ 5回

※1月に入りサンサンネット被覆前にベフトップジンを薬剤散布すると、さび症（果皮の褐色）の発生軽減に効果があります。（県農業技術センター試験結果より）

【う め】

病害虫防除 12月～1月上旬

休眠期（落葉後～萌芽前） ○コスカシバ ガットキラー乳剤 休眠期 100倍 2回

※樹幹部及び主枝に散布

開花前 ○カイガラムシ類・越冬病害虫 石灰硫黄合剤 7倍 14.2ℓ/水 100ℓ

1月 ○灰星病

開花期始め（2分咲き） ベルクート水和剤 収穫30日前 2,000倍 50g/水 100ℓ 3回

満開期 オーシャイン水和剤 収穫前日 3,000倍 33g/水 100ℓ 3回

※主力品種の開花始めと満開期に防除しましょう。

※ただし、‘十郎’を栽培している場合は、‘十郎’の開花状況に合わせる。

整枝剪定

細部（ハサミ）の剪定を1月下旬までには終了させましょう。又、翌年の事を考えて、予備枝の確保をしましょう。太枝のノコギリ剪定が終了していない園は、芽をいためますので早めに剪定をしましょう。

【キウイフルーツ】

整枝剪定 12月～2月上旬（樹液が流動する前）

一文字整枝を基本に養分の無駄づかいになる太い枝を出来るだけ減らすことがポイントになります。ただし、高樹齢樹は樹がいたむので垂主枝の更新は避けましょう。古い側枝（結果母枝）の更新では先追いしないよう垂主枝、主枝に近づける切り戻し剪定を行いましょう。

安定した収量を得るため1㎡あたり3～4本の結果母枝を配置しましょう。

台風による落葉が多かった園地では、充実した結果母枝を残しましょう。

（また、春の風害を想定してやや多めに結果母枝を確保しましょう）

病害虫軽減のポイント

- ・ かいよう病で暗赤色の漏出した場合は、健全部まで切り戻しましょう。
- ・ 軟腐病の発生源になるので果梗は必ず切除しましょう。
- ・ 剪定後の切口へのトップジンMペーストの塗布（かいよう病の侵入口となるため）
（切口が大きければその日のうちに塗布しましょう）
- ・ 病害虫の発生源になる剪定枝は園外廃棄しましょう。

【お茶】

施肥 前年の夏に石灰を施用しなかった園地は、粒状セルカ120kg/10aを施肥しましょう。

冬季の対策

敷きワラを行い、地温の低下と土壤乾燥を防ぎましょう。

防風垣等の設置や、茶樹を通気性の良い資材を用いて3月上中旬まで被覆しましょう。

直がけより棚がけの方が効果は高くなります。（雪の降る地域では、直がけとします。）

気象災害

雪が降った時には、人為的な除雪は寒風害の被害を助長することもあるので自然融雪を待ちましょう。

（たくさん積もってしまった時は、積もった雪を落としましょう。）

【お知らせ】

農研機構の果樹登録品種の自家増殖について（許諾手続きの一部変更）

種苗法の改正により、令和4年4月1日以降登録品種については自家増殖に制限のかかる品種があります。育成権者や品種により対応が異なっていますが、**農研機構**が育成した果樹の登録品種及び出願中品種の自家増殖については、許諾手続きをする必要があります。その手続きについて令和4年10月より一部変更がありましたのでお知らせいたします。

【変更点】

	変更後	変更前
許諾申請本数の単位	個人での許諾申請の本数単位を50本単位に引き下げ	個人での許諾申請本数単位を100本単位
許諾期間	許諾した日から1年後の同月末日まで	許諾した日から次の3月31日まで

詳しくは、農研機構ホームページをご覧ください。または、あ専用電話相談窓口へお問合せ下さい。

<http://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>

許諾手続きに関する専用電話相談 070-7362-5276（平日10時～17時）

農薬を使用する際は、適用作物・希釈倍数・使用回数・使用方法等の使用基準を遵守するため、ラベルをよく確認し、必ずラベルに基づいて使用するとともに、飛散防止に努めましょう。